

2026年度版 農家相談の手引

農地・経営対策に役立つ!
支援制度の資料集



全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

はじめに

2023 年 4 月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化されました。各市町村・農業委員会などの尽力により、2025 年 3 月末までに全国で約 2 万の「地域計画」が策定されたところです。2025 年度以降は「地域計画」を実現するための取り組みが本格化します。また、地域の実情に合わせ「地域計画」の完成度を高めること（ブラッシュアップ）が大切です。

こうした状況において、農地の見守りや農家への声掛けなどにくわえて、地域の話し合いの中心的役割も担う農業委員・農地利用最適化推進委員の存在はますます重要となっています。また、委員の皆様には農地利用の最適化に加えて、地域のリーダーとして各種制度や支援策を地域の農業者等に適切に提供していくという役割も期待されています。

本書の第 1 章では、「農家相談の心得」と題し、地域の農家からの相談に応えるためのポイントなどを解説しています。

第 2 章と第 3 章は、幅広い制度や施策をコンパクトにまとめています。

第 2 章では、相談が増える「営農型太陽光発電設備の取り扱い」や「所有者不明農地の活用」、相談の際に必要な民法の知識について収録しています。第 3 章では複式農業簿記や青色申告、農業経営の法人化、家族経営協定、農業者年金、税制、収入保険制度などの農業経営対策を紹介しています。

また第 4 章では、農林水産省の支援施策の中から主なものを選び、「〇〇がしたい」といった 18 のニーズ別にポイントを紹介しています。

農業委員・農地利用最適化推進委員、地域リーダーをはじめ関係する方々は、先の法律改正などにより農家から相談を寄せられる機会も多くなるかと思われます。日頃より本書にお目通しいただき、相談への対応等にお役立ていただければ幸いです。

2026 年 7 月

2026 年度版 農家相談の手引

第1章 農家相談の心得

農家相談の心得	6
---------------	---

第2章 農地と担い手を確保しよう

1 地域計画のブラッシュアップ・実現	20
2 農地の安心な貸し借り	24
3 農業委員会業務に必要な民法の知識	28
4 農地の転用許可制度	38
5 営農型太陽光発電設備の取り扱い	42
6 遊休農地対策の推進	46
7 農地の相続	48
8 所有者不明農地の活用	53
9 新規就農者への支援	56
10 認定農業者・認定新規就農者	58

第3章 経営を発展させよう

1 複式簿記・青色申告	70
2 収入保険制度	78
3 農業経営・就農支援センター	84
4 家族経営協定	86
5 人材の雇用	92
6 経営継承	95
7 農業者年金	101
8 農業経営の法人化	106

9 農地等の相続税・贈与税猶予制度	112
10 消費税	125

第4章 支援制度を活用しよう

1 地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい	140
2 耕作条件を改善したい	142
3 基盤整備を行いたい	146
4 基盤整備に必要な資金を調達したい	148
5 新たに農業を始めたい	150
6 新たな人材を確保したい	158
7 農業経営のためのアドバイスを受けたい	164
8 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい	166
9 資金繰りのための短期運転資金を借りたい	170
10 農業法人の経営強化の取組に対して資金の出資を受けたい ..	171
11 経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい	172
12 米、麦、大豆などを安定的に生産したい	175
13 農林水産物等を活用し、付加価値を創出するために 必要となる加工・販売施設等を整備したい	179
14 多様な地域資源を活用した新商品・サービスを開発したい ..	182
15 環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい	184
16 地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に 取り組みたい	186
17 野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ利用を推進したい ..	191
18 機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい ..	193

参考資料 農業委員会は地域農業発展のためにがんばっています

農業委員会による和解の仲介	196
農業委員会の情報提供活動	200

第 1 章

農家相談の心得

農家相談の心得

1) 相談活動の実施

● 相談の心得

地域の農家からの相談に応えるためには、本書で記載されている支援制度等の情報を網羅しておくほか、適切な相談対応に努める姿勢が重要です。4つの「相談のポイント」を押さえて、上手な対応を目指しましょう。

ポイント1

まずは“軽い世間話”から始める

相談はとにかく硬い雰囲気になりやすい。「硬い雰囲気」は「事務的な雰囲気」となり、相談者が心に壁を作り、「要求の突きつけ」や「不平不満」を言う場になり、場合によっては責められることになる。したがって、始めは“軽い世間話”をして、打ち解けた雰囲気ができてから本題に入るようにする。

ポイント2

「アドバイスは最後の手段」と心得る

相談を受けるときは「アドバイスは最後の手段」と心得ておくことが大切。相談者が話をしたあと、間髪入れずに「それについては〇〇という制度があります」と、すぐにアドバイスをしてはいけない。すぐにアドバイスをされると、相談者は「私の気持ちをしっかり考えもしないで、話してくる人だなあ」と感じ、せっかくのアドバイスを受け入れなくなることがある。

ポイント3

アドバイスの前に「質問」して確認する

アドバイスの前に①相談者の気持ち ②状況を確認する。

この2つのうち、より大切なことは「相談者の気持ちを確認する」ことだ。相談者は、解決策を聞きたいだけでなく、自分がどんなに困っているかという「気持ちを聞いてもらいたい」と思っている。その気持ちをしっかりと受け止めることが、相談者との信頼関係を作り、後の話がスムーズに進むようになる。そのために、「今のことについて、もう少し詳しく話してもらえないですか」と、あえて“掘り下げる質問”をすることが効果的だ。

ポイント4

アドバイスではなく「情報提供」を

アドバイスをするときは「先生」になってはいけない。「私はいろいろ知っている」という姿勢ではなく、「いろいろ話を聞いて困っているということがよく分かりましたので、一緒に考えていきましょう」という姿勢が大切だ。そのためには、「情報提供をする」という姿勢で話をする。この「このような制度がありますよ」ではなく、「このような制度があるのですが、どうですかねえ？」という話し方をする。

協力：一般社団法人 会議ファシリテーター普及協会（MFA）

相談の進め方の例



〇〇さん、こんにちは！ 今年の夏は暑いですね。お変わりなくお過ごしですか？

ポイント1 まずは“軽い世間話”から始める

梅雨が短くて心配だったけど、水不足も解消されてきて良かったよ。隣の△△さんも引退したし、私もそろそろこれからのことを考えないといけないなあ。



なにか困ったことがあったら、いつでも相談してくださいね。

ポイント2 「アドバイスは最後の手段」と心得る

ちょっと教えてほしいのだけど、私みたいな後継者がいない人は、引退後は農地をどうすればいいのかな？





お子さんは後を継がないのですか。引退する時期なども含めて、もう少し詳しくお話を伺ってもいいですか？

ポイント3 アドバイスの前に「質問」して確認する

子どもも自分の仕事を頑張っているからね。5年後くらいに引退したいと思っているんだ。農地はまとめてしっかり耕作してくれる人に預けられたらいいなと思っているんだけど……



農地バンクというものがあるので、活用できるかもしれません。また、都道府県の農業経営・就農支援センターにも新規就農希望者の情報がありますので、第三者継承も視野に入れて話を聞きに行くのも良いかもしれませんね。

ポイント4 アドバイスではなく「情報提供」を

農地バンクか！ 詳しく調べてみよう。
第三者継承は考えたことがなかったけど、一度話を聞きに行くのも良いかもな。
教えてくれてどうもありがとう。また、なにかあったら相談させてもらうよ。



2) 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割

農業委員・推進委員は地域の農家の代表として、「農地と人」に関わる全般の業務を進めていく中で、多種多様な相談活動を行ってきました。

(1) 農地の確保と有効利用

農地を守り、活かすための取り組みです。……第2章参照

- 農地の権利移動や転用に関する事務を行っています。
- 農地パトロール（農地の利用状況調査）や遊休農地所有者への意向把握等により遊休農地の発生防止や解消を行っています。
- 農地の利用調整やマッチングを行っています。
- 地域計画の実現・ブラッシュアップに向けた話し合いや、農地バンクの利用を促しています。
- 農地台帳と地図情報を整備、電子化し、農地の有効利用に役立てています。



(2) 担い手の育成

農業経営者の支援の取り組みです。……第3章参照

- 複式農業簿記、青色申告、家族経営協定、農業経営の法人化など、経営の確立に向けた支援を行うとともに経営者の組織化を推進しています。
- 新規就農希望者や農業法人への就職相談のほか、企業等の農業参入支援など、新たな農業の担い手確保対策を推進しています。
- 農家の老後生活の安定のための農業者年金への加入を推進しています。

(3) 行政機関等への意見の提出

農家や地域の声をくみ上げ、実現する取り組みです。

- 認定農業者をはじめとする地域の農家との意見交換会等を通じて、農業・農村現場の意向をくみ上げ、農政に反映させるため、意見の提出等を行っています。

(4) 地域に根ざした活動

食と農の国民理解、地産地消の取り組みです。

- 農業振興や地域活性化に向けたさまざまな活動に参画しています。
- 遊休農地を活用した市民参加のイベント開催、学校給食等での地産地消への取り組み、学童農園等での指導など食農教育に取り組んでいます。



(5) 農業に関する情報提供

農家の経営と暮らしを応援する情報提供の取り組みです。

……200 頁参照

- 全国農業新聞、農業委員会だより、全国農業図書などを通じて、農家の経営と暮らしを応援する的確な情報を提供しています。
- 国の支援制度など農業経営に役立つ情報を紹介しています。
- 農業・農村の実態を的確に把握するため、農地や農業経営に関する調査活動を行っています。

3) 農地利用の最適化

多岐に渡る農業委員会業務の中で最も期待されているのが農地利用の最適化です。農地利用の最適化とは、①担い手への農地の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進——の取り組みにより、「耕されている農地を耕せるうちに、耕せる人に繋いでいく」ことを目指すものです。

(1) 担い手への農地の集積・集約化

- 地域計画の実現・ブラッシュアップに向けた関係機関との協議
- 農地所有者・担い手の意向把握（農家への声掛け）
- 集落座談会等の話し合いへの参加
- 農地のあっせん
- 農地の利用調整・マッチング

(2) 遊休農地の発生防止・解消

- 農地パトロール（農地の見守り）
- 利用状況調査
- 利用意向調査
- 遊休農地解消の働きかけ

(3) 新規参入の促進

- 就農希望者・参入希望企業の相談対応
- 就農希望者・参入希望企業への農地のあっせん
- 就農後のフォローアップ

農地利用の最適化を実現するための活動（最適化活動）も多岐に及びます。最適化活動の多くは、農業委員・推進委員の日々の営農や暮らしとともに行われています。代表的なものは「農地の見守り」と「農家への声掛け」です。農地の見守りは農地利用の

状況把握、農家への声掛けは今後の営農意向や後継者の状況把握に繋がっています。こうした状況把握は、地域をよく知り、地域からも知られている委員にしかできません。家から一步外に出れば、今後の地域農業を考えるための情報が多く存在しています。「農地と人」の情報は何よりも大切だという意識を持って、農地の見守りや農家への声掛けに取り組んでください。



4) 活動記録の実施

(1) 情報の共有

農地の見守りや農家への声掛けは実施して終わりではありません。ここで分かった情報を農業委員会の委員・事務局全員で共有することが大切です。ある地区の農業委員会事務局は農家の悩みを解決する手段や支援制度を知っているかもしれません。他の地区を担当する委員は規模拡大したい担い手を知っているかもしれません。各委員が把握した農家の悩みや課題を解決に繋げるためには情報共有が不可欠です。

そのため、各委員が取り組んだ活動やそこで把握した情報は必ず活動記録簿に記帳してください。記録簿の全ての項目が埋まらなくても構いませんし、きれいに書くことが目的でもありません。大切なことは、活動したこと、分かったことを記録簿に残し、農業委員会で共有することです。

(2) 毎日の記帳

活動記録簿はできるだけ毎日記帳するようにしてください。月に1回等とまとめて記帳しようとする、活動した内容を忘れてしまいます。晩酌時や寝る前、風呂上がり等、記帳するタイミン

グを決めて、実施した活動、把握した情報を毎日書くことを習慣づけましょう。

どのように書けばよいか分からない場合や記帳方法に迷う場合は、早めに事務局に相談してください。書くのを先延ばしにすると、書くのがどんどん面倒になるので、“活動記録の5か条（まみむめも）”を忘れないようにしてください。どうしても記帳の時間が取れない場合は、活動内容を手帳やノートにメモする等して忘れないための工夫をしましょう。

なお、日常活動も含めて農業委員・推進委員として知り得た情報は農業委員会法に規定される「職務上知り得た秘密」に該当し、「秘密保持義務」が課されています。正当な理由なく農業委員会以

活動記録簿の記入例

農業委員会活動記録簿（ 8 月分）

氏名 農地 太郎

【記入例】道すがら荒れている農地がないか確認した場合

No.1										
日時	8月10日		活動時間	20分		場所	自宅・訪問・電話・役場・圃場・その他			
項目 (大-中-小)	3-①-1 その他詳細（ ）					会議名				
活動の 相手	氏名			属性		出し手・受け手・関係機関・参入希望者				
	(受け手の場合)該当の有無			認定農業者・認定新規就農者・基本構想水準到達者・集落営農経営						
意向 概要	売・貸・委・買・借・受・参・他					新規 参入者 情報	現地案内・出し手との立ち合い・関係機関紹介			
	面積(a)		農地バンク の活用意向	有・無			面積(a)		希望作目	
詳細	自分の圃場に向かう途中、〇〇地区△△付近の圃場に異常がないことを確認した。									
活動成果	面積(a)		成果内容	受け手と出し手との合意・遊休農地解消・新規参入者への貸付同意・新規参入						
	(遊休農地解消の場合)方法			自ら耕作再開・農地バンクに貸付/売却・農地バンク以外に貸付/売却・農作業受委託・その他						
備考										

《活動記録の5か条（まみむめも）》

- 「ま」 毎日書きましょう
- 「み」 見たこと聞いたことをすべて書きましょう
- 「む」 難しく考えずとにかく書きましょう
- 「め」 面倒くさいと感じる前に書きましょう
- 「も」 問題点は必ず事務局と共有しましょう

記帳する活動の例

活 動	実施するとき	取り組まれている工夫
農地の見守り	・ 自分の圃場の行き帰り中 ・ 農地法許認可案件の現地調査に行く間 ・ 総会出席のための移動中 等	・ 圃場への道順を毎回変える ・ 高齢者の圃場は重点的に見守る ・ 鳥獣が侵入した形跡がないかよく確認する
農家への声掛け	・ 自分の圃場の行き帰り中 ・ 農作業の休憩中や終了後 ・ 畦道や軒先で会った際 ・ 他の会議や会合で会った際 等	・ 世間話に加え、経営や後継者の様子を聞く ・ 農作業が順調であるか聞く ・ 農地や経営で困っていることがないか聞く ・ 積雪地帯のため、電話で声掛けを実施する
戸別訪問	・ 回覧板を回す際 ・ 集落座談会への参加を呼びかける際 ・ 農業者年金や全国農業新聞の普及時 等	(農家への声掛けと同じ) ・ ただし、じっくり話せる場合は経営の意向を詳しく聞く
打ち合わせ	・ 総会の終了後、事務局と打ち合わせや作戦会議を行う ・ 活動班の委員同士で月に1回は顔を合わせる 等	・ 各委員の把握した情報を共有する ・ 委員と事務局が毎月顔を合わせて記録簿の記載内容を確認する ・ 翌月の活動内容等を共有する

外の人に知らせることはできませんので、情報の取り扱いに注意してください。

5) 戸別訪問の実施

圃場や畦道での農家への声掛けは日常的に農地や担い手を見守る大切な活動ですが、じっくりと経営の意向や悩み事を聞くには農家への戸別訪問が効果的です。顔と顔を合わせて話をすればお互いの理解が進み、日ごろ聞けないホンネを知ることにつながります。農家に顔を覚えてもらうという効果もあり、農地の相談は誰にすればよいか知ってもらえますので、それ以降は農家から情報が寄せられることが期待できます。

戸別訪問する順番は事前に決めておくことが望ましいです。農地の出し手となることが多い高齢の農家、規模縮小の意向を示している農家等は優先的に訪問するようにしましょう。農地の受け手となることが見込まれる地域計画（目標地図）に位置付けられた経営体、認定農業者、耕作面積の大きい経営体、後継者のいる経営体等も優先順位の高い農家となります。

なお、訪問する農家や優先順位は事前に農業委員会事務局とよく相談して決めてください。知らない農家を戸別訪問するのは難しいと感じる場合は、顔見知りの農家から始めるのも一つの方法です。

(1) 営農意向の聞き取り

戸別訪問ではあらかじめ聞きたいことを整理しておくことが大切です。農業委員会事務局と相談して、可能であれば調査票や質問票を用意しておきましょう。

農地の受け手候補となる担い手に対してはどのような経営や農地利用を考えているかを聞きましょう。

これまでも農業者年金や全国農業新聞の加入・普及を目的に戸別訪問をしていた場合はその機会を活用して、営農意向も聞いてみましょう。特に、農業者年金の加入を薦める際は、経営の意向や後継者の話題が欠かせません。同時に聞き取ることで、農家の手間や委員自身の負担を減らすことができます。

聞き取る内容は以下の通りです。

● **農地の出し手候補には**

- 後継者はいるか
- 貸したい（売りたい）意向はあるか
- 貸したい（売りたい）農地はどこか
- 貸したい（売りたい）時期
- 貸す（売る）際に希望する条件
- 農地バンクへの貸出意向
- 貸したい（売りたい）意向がない場合の耕作の見通し
- 農作業委託の有無 等

● **農地の受け手候補には**

- 借りたい（買いたい）意向はあるか（規模拡大の意向）
- 借りたい（買いたい）農地の諸条件（種別、面積、所在地等）
- 借りたい（買いたい）農地で栽培する予定の品目
- 借りたい（買いたい）時期や期間
- 借りる（買う）際に希望する条件 等

(2) 全国農業新聞や全国農業図書の活用

戸別訪問にあたっては携行資料も大切です。特に営農意向を聞く場合は、相手が答えやすいように、所有・利用する農地のリストや農地図、該当農地の写真等を持っていきましょう。タブレットで農地を見せるのも効果的です。

話を進める中で、活用できる支援制度や税金等の質問をされる

ことも考えられますので、全国農業図書の「各種リーフレット」、「農業委員会業務必携」、「農家相談の手引（本書）」等も持っていくようにしましょう。

何を話せばよいか分からないという委員には、「全国農業新聞」の活用をお薦めします。全国農業新聞は、最新の農政の動きや経営のアイデア等を幅広く掲載しているのに加え、他市町村の農業委員会の取り組みが必ず載っています。農業委員会の活動がよく分からないという農家にとって、全国農業新聞は名刺代わりにもなるので、新聞と申込書はセットで携行しましょう。

6) 相談活動の留意点

農業委員と推進委員には、法律上「秘密保持義務」が課せられています。

農業委員、推進委員として知り得た情報は正当な理由なくほかの人に知らせたり、言ってはいけません。知り得た情報の例としては、農地に関する情報、経営に関する情報（後継者問題を含む）、結婚相談等が挙げられます。相談の内容によっては農業委員会事務局職員と相談・確認のうえ、対応しましょう。

2026年度版

農家相談の手引

～農地・経営対策に役立つ！ 支援制度の資料集～

2026年7月

定価880円(本体800円＋税10%) 送料別

編集・発行 全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
(中央労働基準協会ビル2F)
電話 03(6910)1131

R08-20



9784911049907



1922061008001

ISBN978-4-911049-90-7

C2061 ¥800E

定価 880 円 (本体 800 円 + 税 10%)

